

十九
二一

發行
期利
利
子率

利
格日

次そが金と平年額平す額の振
号の銀額し成〇面成るの記替
及翌行を、十・金十。整載法
び嘗休支次五一額五
第業業払の年パ百年
十日日う算八一円二
四にに。式月セに月
号支当たに二ンつ二
に払ただよ十トき十
おうるしり日百日
いへと、算を円
て以き支出支十二
規下は払し払
定、期た期

八七六五四

振額最払發
低込行
額行
面金方
金額額法

数又の
倍は規
の記定
金録に
額はよ
に、る
よ最振
る低替
も額口
の面座
と金簿

三二一

用振の法發號名
等替條律行
法項及の
のび根
適そ拠
記

五四額郵機用、成社条二財回利
万千面便關を振十債第十政付
円五金貯は受替三等一六融國務
百額金日け法年の項年資庫大
五で資本る、法振法資債券
億四金銀もと律替律金
四千に行のい第に第特
千五よととう七關百別
万百るすし、十す一會
円億引る、の五る号計
円受そ規號法
けの定。律第
振の以、十昭
替適下平
一和五

件成省

等十令國財
平を五第債務
成次年三の告
十の二十發示
五と月号行
年お二(等第
三り十第に八
月告日七關
財七示に六
日す發第
る行三項省
大臣。し項令
塩川利規昭
付定和
国に五
債基十
のづ七
發行き
行、大
條平藏

十
七
六
五
四
十
三

払
込
期
所
日
払
利
還
金
支
元
償
償
の
金
額
限
後
第
二
利
期
子
以

平
成
十
五
年
二
月
二
十
日
日
額
本
面
銀
行
百
円
額
成
十
七
支
の
百
日
百
円
利
子
、
そ
の
期
月
と
う
し
に
月
つ
き
十
日
て
、
払
年
を
払
年
と
以
し
し
。
前
、
各
月
支
び
間
払
八
月
に
期
月
に
二
す
お
十
い
日

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

する期日にについて同じ。)。